



はじめに

第 19 期 16 回東部海区漁業調整委員会を開催しましたので、概要をお知らせします。

出席委員（敬称略）木村、東田、川口、松本、上野、二本柳、中田、
松下、川端、田高、熊谷、服部

欠席委員（敬称略）富田、澤口、葛西

開催日時：平成 23 年 2 月 16 日（水）PM 1：30～2：40

開催場所：青森市 アラスカ会館 2 階「ガーネット」



議 題

1 東部海区管内におけるいかつり漁業の光力規制の指示について（決定）

東部海区管内沖合海域における小型いかつり（総トン数 30 トン未満漁船）の集魚灯の光力制限に係る委員会指示の発動について、この度、青森県小型いか釣漁業協議会長から下記のとおり依頼があり、当委員会において審議を行いました。

【委員会指示（案）の内容】

1 集魚灯の合計光力

（1）10 トン以上 30 トン未満の動力漁船にあつては 160 キロワット以下

（2）5 トン以上 10 トン未満の動力漁船にあつては 120 キロワット以下

（3）5 トン未満の動力漁船にあつては 90 キロワット以下

なお、前号各数階層において、集魚灯の光力上限とは別に、上限 20 キロワットを上限とする白熱灯を用いた作業灯については、集魚灯の合計光力に含めないこととする。

また、集魚灯とは、海上において、するめいかの採捕時に集魚の目的をもって使用し得るよう設備されているものとする。投光器又は探照灯であっても集魚時に使用される場合はこれを含む。

2 水中灯の使用禁止

海中において、するめいかを集魚する光力を有する設備を禁止する。

3 対象となる漁業

30 トン未満の動力漁船により、するめいかを対象に操業する小型いかつり漁業

4 指示の有効期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。

《審議の結果》 委員会指示（案）どおり委員会指示を発動することに決まりました。

2 東部海区管内におけるいかつり漁業の操業の指示について（決定）

東部海区管内におけるいかつり漁業の操業に係る委員会指示の発動について、審議を行いました。

【委員会指示（案）の内容】

1 操業の承認

次の区域及び期間において、スルメイカを目的とする総トン数 5 トン未満の動力漁船を使用して行ういかつり漁業（以下「いかつり漁業」という。）を営もうとする者は、青森県東部海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければ操業をしてはならない。

（1）区域 青森県東部海区海域

（2）期間 平成 23 年 6 月 1 日から平成 24 年 1 月 31 日まで

2 承認の申請

船舶ごとに、別記「平成 23 年度青森県東部海区いかつり漁業操業承認事務取扱要領」により委員会に申請するものとする。

3 承認の対象者

この漁業の対象者は次のとおりとする。

- (1) 前年度において、この漁業を操業した実績を有する者
- (2) 委員会が事情やむを得ないと認められた者

4 操業者の遵守事項

承認を受けた者は、操業にあたり次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 漁獲物の陸揚げは、特に事情がない限り委員会が承認した根拠地港において行うこと。
- (2) 操業に当たっては委員会が交付した承認証を携帯すること。
- (3) 委員会が定める船体用標識を船橋両側面の最も見やすい場所に表示すること。
- (4) むつ小川原港の港域においては操業してはならない。
- (5) 承認証の記載事項に変更があったときは、速やかに委員会に申請し、書換交付を受けること。

5 船団等の届出

操業承認を受けた者の住所を地区に含む漁業協同組合以外の漁業協同組合の地区に所在する港を根拠地港とする船舶が、当該根拠地港に操業のため寄港するに当たっては、一般船舶の場合においては当該船舶の責任者が、また二以上の船舶が同時期に寄港するに当たっては、同一漁業協同組合又は同一都道府県ごとに船舶相互の連絡体制を整えるための船団を組織し、当該船団の責任者が、その旨を根拠地港に所在する漁業協同組合（八戸港にあっては八戸いか釣漁業協議会）を經由して委員会に届けなければならない。

6 指示の有効期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

《審議の結果》 委員会指示（案）どおり委員会指示を発動することに決まりました。

3 東部海区管内における自家用釣餌用いかつり漁業の操業の指示について（決定）

東部海区管内における自家用釣餌用いかつり漁業の操業に係る委員会指示の発動について、審議を行いました。

【委員会指示（案）の内容】

1 操業の承認

次の区域及び期間において、釣り、はえなわのための自家用の餌のスルメイカを目的とする動力漁船を使用して行ういかつり漁業（以下「自家用釣餌用いかつり漁業」という。）を営もうとする者は、青森県東部海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければ操業をしてはならない。

- (1) 区域 青森県東部海区海域

ただし、下北郡尻屋埼灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点とを結ぶ直線以東の海域を除く。

- (2) 期間 平成 23 年 6 月 1 日から平成 24 年 1 月 31 日まで

2 承認の申請

船舶ごとに、別記「平成 23 年度青森県東部海区自家用釣餌用いかつり漁業操業承認事務取扱要領」により委員会に申請するものとする。

3 承認の対象者

この漁業の承認対象者は次のとおりとする。

- (1) 佐井村、大間町、風間浦村、むつ市及び東通村に居住する者
- (2) 委員会が事情やむを得ないと認められた者

4 承認対象船舶

総トン数 5 トン未満船とする。ただし、ただし、総トン数 1 トン未満船（昭和 57 年 7 月 18 日以前に建造又は漁船登録された場合（以下、「旧トンの場合」という。）は 1.5 トン未満船）については、この限りでない。

5 操業者の遵守事項

承認を受けた者は、操業にあたり次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 漁獲物は、これを陸揚げしてはならない。
- (2) 手釣り、竿釣り以外の漁法をもって操業してはならない。
- (3) 操業に当たっては委員会が交付した承認証を携帯すること。
- (4) 委員会が定める船体用標識を船橋両側面の最も見やすい場所に表示すること。
- (5) むつ小川原港の港域においては操業してはならない。
- (6) 承認証の記載事項に変更があったときは、速やかに委員会に申請し、書換交付を受けること。
- (7) 委員会の承認を要しない総トン数1トン未満船(旧トンの場合は1.5ト未満船)については、夜間操業をしてはならない。

6 指示の有効期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

《審議の結果》 委員会指示(案)どおり委員会指示を発動することに決まりました。なお、今年から本業のいかつり漁業の操業の指示とは別の単独の委員会指示となりました。

4 青森県資源管理指針(諮問)について

青森県資源管理指針について、この度、青森県知事から本委員会の意見を求める諮問がありました。

当該資源管理指針は、県が水産資源の管理・回復を図りつつ、漁業者が将来にわたって持続的に漁業経営が維持できるよう環境を整備していくため、国が平成23年度からスタートする資源管理・漁業所得補償対策を受けて、知事管理漁業に係る水産資源管理に関する管理方針及びこれを踏まえた具体的管理方策として策定するもので、以下の内容について具体的な説明がなされました。

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する基本的な考え方

海洋生物資源(ヒラメ等16魚種)ごとの資源動向等、漁業種類(定置網漁業等6漁業種類)ごとの漁獲の状況等

魚種別・漁業種類別の実施すべき自主的資源管理措置

資源管理措置ごとの履行確認手段と方法

なお、その他資源管理措置として、漁業協同組合等関係漁業者団体は、県で策定された当該資源管理指針に沿って自ら取り組む資源管理措置等について記載した「資源管理計画」を作成し、これを確実に実施し、県(資源管理協議会)からその実施について履行確認を受けることが必要となるとのことでした。

《審議の結果》 諮問どおりと決定し、県に答申することに決まりました。

次回の開催予定

開催時期 3月11日(金)

開催場所 青森市 アラスカ会館2階「ガーネット」

おわりに

平成23年4月からは、県と県下漁業関係団体が協力して、資源管理指針に基づいた資源管理計画制度がスタートし、当該制度に参加する漁業者を対象として、漁業共済制度を活用した収入安定対策等が導入されることとなります。この制度の導入を機に、漁業者の皆さんが漁獲努力量を抑えて、沿岸域の資源利用の水準を適正に保つ方向に意識を転換し、資源の減少をもたらす競争的な漁業生産を是正して自主的な資源管理に積極的に取り組むことにより、近い将来、水産資源が回復し、その持続的な資源利用のもと、浜に以前のような元気を取り戻すことができると考えています。(山口)